

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

受付印 令和 年 月 日 飯山市長 殿	① 申請者	住所又は所在地	(電話)				
		氏名又は名称					
		法人番号					
		特別徴収義務者番号					
地方税法第321条の5の2及び飯山市税条例第46条の2の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。							
② 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 日以後の支給にかかる給与及び退職手当に対する税額						
③ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 () 書は臨時雇用者にかかる者	月区分	支給人員	支給額	月区分	支給人員	支給額	
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
④ 現に市県民税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 申請の日前1か年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	有 (令和 年 月 日) 無						

※市役所処理欄	令和 年 月 日 上記について、次のとおり処理してよろしいでしょうか。											
	処 理		承認番号	(承認、却下の理由)								
	承認	却下										
	合議	収税係		決裁	市民税係				課長	処理		
		係 員	係長		係 員	起案者	係長	通知		台帳	徴簿	

申請についての注意事項

1 市民税、県民税特別徴収の納期の特例について

この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける従業員の数が常時10人未満である事業者です。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人員が10人未満であることです。

2 1に該当する特別徴収義務者がこの特例適用を受けようとする場合には、飯山市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

3 この規定は、あくまでも特別徴収義務者が飯山市に納入する納期の特例でありますから、納税者からは必ず毎月給与支払の際には、市県民税を徴収してください。

4 この特例の承認を受けた場合には、次の期間中支払った給与又は退職手当等について、徴収した特別徴収税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

(納期限日が休日の場合は翌日となります。)

6月から11月までの特別徴収税額	12月10日まで
12月から翌年5月までの特別徴収税額	翌年6月10日まで

5 納期の特例について承認を受けている特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける従業員が通常10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく飯山市長に届け出なければなりません。

(注) 遅滞や著しい納付遅延がある場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納及び納付遅延があると、この特例の承認を取り消される場合もありますので、ご注意ください。

6 申請書の書き方について

(1) ①欄には申請者の住所又は所在地・氏名又は名称・法人番号・特別徴収義務者番号を記入してください。平成28年1月1日以降の申請については、事業所の法人番号の記載が必要です。

(2) ②欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。

(3) ③欄には申請日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の金額等を記入してください。

なお、臨時の勤務者がいる場合は、「支給人員」欄及び「支給額」欄にそれぞれ()内に記入してください。

(4) ④欄には、該当する場合に限り必要事項を記入してください。

(5) ※欄は市役所処理欄ですので、記入しないでください。